

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 解除予定の保安林にする旨の通知
鳥取県産卵能力依頼検定規程
臨時種畜検査の実施
家畜伝染病予防法による肝てつ検査等の実施
基本測量を実施する旨の通知
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十九年九月十六日付け鳥取県規則第四十九号中訂正

告示

鳥取県告示第五百四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け
たから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
三十条の規定により告示する。

昭和三十九年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字佐谷（国有林 次の図に示す
部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林
務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十三号

鳥取県産卵能力検定規程（昭和二十五年一月鳥取県告
示第二十二号）の全部を次のように改正する。

昭和三十九年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県産卵能力依頼検定期程

(趣旨)

第一条 知事が依頼を受けて行なう鶏の産卵能力検定(以下「検定」という。)については、この規程の定めるところによる。

(検定)

第二条 検定は、検定を依頼する者(以下「依頼者」という。)の鶏舎で行なうものとする。

第三条 検定は、次の表の上欄に掲げる品種の鶏であつて同表下欄に掲げる要件を満たしているものについて行なう。

品 種	要 件
単冠 白色 レグホン種 横はん プリマス ロック種 単冠 ロード アイランド レッド種 ニュー ハン プ シャー種 名 古 屋 種 三 河 種	一 前二代の血統及び産卵能力が明らかであること。 二 養鶏振興法(昭和三十一年法律第四十九号)による標準鶏の認定を受けたものであること。 三 検定する年の二月一日以降にふ化したものであること。 四 悪癖又は疾病がないものであること。

(検定の期間)

第四条 検定は、毎年検定を受けようとする鶏の初産の日から開始し、その期間は、一箇年とする。

(検定の依頼)

第五条 依頼者は、検定を受けようとする鶏の品種ごとに、別記様式による依頼書を毎年七月三十一日までに知事に提出しなければならない。

2 検定は、検定を受けようとする鶏の羽数が一品種につき百羽以上でなければ依頼することができない。

3 知事は、第一項の依頼書を受理したときは、直ちに現場調査のうえ、検定を行なうかどうかを決定し、その結果を依頼者に通知するものとする。

(検定の中止)

第六条 知事は、知事の承認を受けて検定を受けている鶏が他に転売されたとき又は検定を受けている鶏が疾病にかかった等の理由により検定の続行が不可能と認めるときは、検定を中止することができる。

(検定の公表)

第七条 知事は、検定の成績を公表するものとする。

(検定のための指示検査等)

第八条 知事は、依頼者に対し、検定を受ける鶏の飼育管理について必要な指示をし、又は検定のため必要な資料の提供を求めることができる。

附 則

この規程は、昭和三十九年九月十八日から施行する。

別記様式

産卵能力検定依頼書

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日

下記の鶏について鳥取県産卵能力依頼検定期程により検定を依頼します。

- 1 品種
- 2 羽数

3 ふ化卵用

4 平飼、ケージの別及び羽数

鳥取県告示第五百四十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一 実施次第	第二期	日次	検査場	所	家畜の種類
十月九日午前九時から	十月十二日午前九時から		気高郡気高町浜村	浜村家畜市場	乳牛、和牛及び豚
" 十日 "	" 十三日 "		八頭郡船岡町船岡	船岡 "	"
" 十二日 "	" 十五日 "		米子市勝田町	米子 "	"
" 十三日 "	" 十六日 "		日野郡日野町根雨	根雨 "	"
" 十四日 "	" 十七日 "		倉吉市八屋	倉吉 "	"
" 午後一時から "	" 午後一時から "		東伯郡赤碕町赤碕	農林省鳥取種畜牧場	"

鳥取県告示第五百四十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定に基づき牛及び鶏の所有者に対して、検査、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及び肝てつ駆除のための投薬
- 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏	実施の期日	別表のとおり
四	検査及び投薬の方法	
肝てつ検査	皮内注射反応及び虫卵検査	
ピロプラズマ病検査	血液塗抹検査	
だに駆除	BHC散布	
肝てつ駆除のための投薬	ピチオノール製剤投与	
ひな白痢検査	ひな白痢急速凝集反応	
別表	肝てつ検査、ピロプラズマ病検査、だに駆除及び肝てつ駆除のための投薬	
実施期日	実施区域	実施場所
九月二十四日	江府町	御机検診場
" 二十五日 "	"	下蚊屋 "
" 二十六日 "	"	放牧場 "
" 二十九日 "	"	大河原検診場 "
" 三十日 "	"	日の詰 "
十月一日	"	池の内 "
" 二日 "	"	栗尾 "

" 三日 "	" 五日 "	九月二十八日	三朝町	板井原 "
" 二日 "	" 二日 "	九月二十九日	"	小林 "
十月一日	十月一日	九月二十四日	八東町	大地山 "
" 二日 "	" 二日 "	" 二十五日 "	船岡町	大谷 "
" 三日 "	" 三日 "	" 二十八日 "	智頭町	各検診場
" 二日 "	" 二日 "	" 二十九日 "	郡家町	"
" 三日 "	" 三日 "	" 二十五日 "	郡家町	"
" 二日 "	" 二日 "	" 二十四日 "	智頭町	"
" 二日 "	" 二日 "	" 二十八日 "	八東町	"
" 二日 "	" 二日 "	" 二十九日 "	船岡町	"
" 二日 "	" 二日 "	" 二十五日 "	船岡町	"
" 二日 "	" 二日 "	" 二十六日 "	東伯町	三本杉検診場
" 二日 "	" 二日 "	" 二十六日 "	"	別宮 "
" 二日 "	" 二日 "	" 二十六日 "	"	上光好 "
" 二日 "	" 二日 "	" 二十八日 "	"	下光好 "
" 二日 "	" 二日 "	" 二十九日 "	"	美好 "
" 二日 "	" 二日 "	" 三十日 "	"	公文 "
" 二日 "	" 二日 "	十月一日	"	三保 "
" 二日 "	" 二日 "	十月二日	"	福永 "

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
九月二十八日	境港市上道	各鶏舎巡廻
"二十九日	"	"
"三十日	"	"
十月一日	"	"

鳥取県告示第五百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（二等多角測量）

二 作業期間 昭和三十九年九月二十日から

頁 段 行 誤
 一 上 終りから一 鳥取県行啓奉迎本部設置規則

昭和三十九年十一月八日まで
 三 作業地域 西伯郡名和町

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年九月十八日

鳥取県教育委員会委員長 荻 原 治 郎

- 一 日時 昭和三十九年九月二十二日 午前十時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 1 オリンピック聖火リレー実施計画について
2 その他

正 誤

昭和三十九年九月十六日付け鳥取県規則第四十九号の
 題名中誤りがあつたので訂正する。

鳥取県行啓奉迎本部設置規則

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
 鳥取県鳥取市栗谷町
 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
 印刷所
 定価 一部 月 二五〇円（送料共）